

平成23年度福岡市保健福祉審議会第6回高齢者保健福祉専門分科会

日 時：平成24年1月17日（火） 15：00～17：00
場 所：あいれふ10階 講堂
参加者：委 員 22名
事務局 11名 合計 33名

議事

- （1）福岡市高齢者保健福祉計画（案）の修正等について
- （2）福岡市高齢者保健福祉計画の答申文書（案）について

○ 会長

「福岡市高齢者保健福祉計画（案）」の修正等について、別冊資料2「福岡市高齢者保健福祉計画（案）に対するパブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応」と、別冊資料3「介護支援ボランティア事業について」に関して、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局

資料1「福岡市高齢者保健福祉計画（案）の修正等について」、別冊資料2「福岡市高齢者保健福祉計画（案）に対するパブリック・コメントの市民意見要旨と意見への対応」、別冊資料3「介護支援ボランティア事業について」を説明。

○ 会長

ありがとうございました。今、ご説明がありましたように、今までご審議いただいたおりました、第5期福岡市高齢者保健福祉計画の案について、パブリック・コメントの手続き等を経て、このように修正してはいかがでしょうかということでご説明いただきました。数字の修正については、人口等を最新のデータに置き換えて、もう一度補正したものですので、皆さんからご意見はないのではと思っております。

数値以外については、別冊資料2のとおり、パブリック・コメントでたくさんの貴重なご意見をいただいておりますので、取りまとめたご意見の内容等を答申案に反映させ、変更・修正を行っているということでございます。さらに、介護支援ボランティア事業というものを本市でも検討しようということで、別冊資料3でご説明いただいております。この内容は、これまでにこの会でも議論にあがっておりまして、どのようなスタイルでやるか、ポイント制にするか否か、ポイント制にする場合換金可能か否かという議

論も過去に出ておりました。他都市で実施されている事例もあり、全国で検討されはじめているということで、ご提案いただいているということでございます。これが、我々の分科会としての答申案の最終案になるものでございます。今の事務局からの説明を踏まえて、ご意見をお伺いしたいと思います。

○ 委員

文言のことで、答申案の2ページに4つの施策が書いてありますが、「健康施策」「高齢者施策」とならんで「障がい施策」となっておりますが、普通は「障がい『者』施策」と言わないのでしょうか。

○ 事務局

この場合、「障がい者」「障がい児」を含めた施策ということで、「障がい施策」という表現をさせていただいております。

○ 委員

パブリック・コメントの意見の中で、7ページの23番に後見人制度に関するご意見がありました。市民後見人をつくる際、行政がどう関わるのか検討してほしいというご意見で、この答えに、「どの程度行政が関わっていくのか、行政の体制づくりについては、今後検討していきます」と書いてありますが、これは答申案の本文中にも入れるといいのではないかと思います。現在、答申案では、「また、市民後見人の育成など、後見活動の新たな担い手の確保に取り組みます」とあります。せっかくご意見をいただきましたので、さらに、「それに対して行政がどう支援して、どう体制づくりをするかというの、これから検討していきます」というような文言を入れてはいかがでしょうか。

もう一点、24番に「市社会福祉協議会が取り組んでいる『日常生活自立支援事業』や『ずっとあんしん安らか事業』との違い又は整合性について明記してほしい」と書いてあるのに対して、「本事業の内容のみの記述にとどめています」と、非常に事務的な感じがする回答をされていますが、このような回答になった理由を教えていただければ。

○ 事務局

まず一点目の成年後見制度でございます。ご指摘のとおり、市民後見人をどのような

形で育成して、またどう働いていただくかというところを、これから検討していくわけでございます。ご指摘等を踏まえて、取り組ませていただきたいと考えております。

それから、「日常生活自立支援事業」と「ずっとあんしん安らか事業」の違い、整合性についてご意見をいただいておりますが、日常生活自立支援事業、ずっとあんしん安らか事業は、ともに社会福祉協議会が主体的に行っている事業でございます。権利擁護という観点からは、日常生活自立支援事業が代表的なものでございますので、この事業については市の事業と並べてご紹介させていただきたい。これに対して、ずっとあんしん安らか事業に関しては、まだ始まったばかりで実績もあまり出ていないこと、権利擁護とどの程度特徴的な関わりがあるかが不明なことから、今回は日常生活自立支援事業の記載のみにさせていただいております。

○ 委員

今の質問に対する答えですが、答申案の方は、「市民後見人育成など、後見活動の新たな担い手の確保に取り組みます」という記述となっておりますが、それに付け加えて、「検討します」ということが入るのでしょうか。

○ 事務局

この答申案につきましては、そのまま原案どおりと考えております。ご意見としていただいている部分に関しては、案の中で記載させていただいているものを、回答で少し補足するということで、申し上げたところでございます。

○ 委員

結果的には文章を変えるということですか。

○ 事務局

答申案の文章は変える予定はございません。

○ 会長

確認ですが、委員のご意見は、文言を変更した方がよいということでしょうか。

○ 委員

いいえ、そこまでは必要ありません。

○ 委員

この意見では、後見人の仕事は非常に難しくなっているとあります。いわゆるプロ的な方でも非常に難しい状況の中で、市民後見人制度をつくった時に、相談・指導・管理・監督について、どの程度行政が関わるのか、体制づくりも含めて検討してほしい、というお話をですね。

このご意見をくださったのは比較的専門的な方だと思いますが、つまり、単純に市民後見人の育成など、市民後見活動の新たな担い手の確保に取り組むだけでは効果がない、その後見人を行政としてどうやって支援していくのか、バックアップしていくのかが大切ですよ、と書いていらっしゃるわけですね。それで、この意見に対して、「市民後見人の育成などを推進していきたいと考えています。その際に、どの程度行政が関わっていくのか、行政の体制づくりについては今後検討していきます」というふうに回答されているわけです。

ということであれば、「市民後見人が実態として実効性あるものになるためには、市のバックアップが必要でしょうし、おそらく弁護士とか専門家のバックアップが必要で、その体制をどうやってつくるか、市は考えてください」というこの方の意見や、「担い手の確保に取り組みます」、「市民後見人の育成にあたっては、行政がどの程度関わるのか、また行政がどうしていくのかというのは、今後の検討課題です」という市の姿勢を、文言としてどこかに入れた方がいいのではないかと思い発言しました。その文言を入れなくても構いませんが、この方のご意見を尊重していただきたいという提案です。

○ 委員

私も同意見です。付け加えるなら、後見人は一部の方の慈善行為で成り立つ面があり、いろんな問題に対し、善意の方が巻き込まれるということになりかねませんので、体制づくり、バックアップづくりが大事だと思います。

○ 事務局

答申案53ページの、日常生活自立支援事業の枠の上、下から4行目に、成年後見に

係る相談から申し立て支援までを一元的に行う相談・支援体制の強化を図ることを記載しております。この部分で市民後見人の育成を含めて、今後の成年後見制度をきちんと支援していくけるようなかたちづくりをしたいということを謳っているものでございます。

○ 委員

そうしますと、このパブリック・コメントの回答、「行政の体制づくりについては今後検討していきます」という話と、「もうすでにシステムづくりをしています」では、ちょっと違う話になると思いますが。

○ 事務局

今の部分につきまして、私どもが謳っておりますのは、「成年後見に係る相談から支援体制を一元的に行えるようなシステムを今後つくってまいりたい」ということで、今ご指摘をいただいた、別冊資料2の7ページで謳っております、「行政の体制づくりについては今後検討していきたい」というところは、同じ意味で書いているつもりでございます。言葉が足りずに申し訳ございません。

○ 会長

内容については、事務局がおっしゃっている内容、それから委員がおっしゃっている内容、ほぼ内容的には同じである。ただ、行政としての表現の仕方と、我々が素直に読む時の感じ方に差があり、一般的に文章を読む時に、こういう印象を受けるということが、委員のご指摘だろうと思います。

行政の体制づくりを今後検討していくということは答申案の中にすでに入っているというお話ですが、出来るだけやはり、回答が紋切り型にならないように、このとおりでいいのか、ちょっと文言を工夫してもよいかと思います。

委員の先程の発言は、文言の修正は要求しないけれども、そういうことを活かしたいということでおろしいでしょうか。

○ 委員

はい。せっかく貴重なご意見があるので、出来るだけ活かしてください、という主旨

です。

○ 会長

分かりました。委員のおっしゃるとおり、このパブリック・コメントをずっと読ませていただきましたが、貴重なご意見を多くいただいております。出来るだけ従来どおりというのではなく、可能なところは対応していくという姿勢で臨んでいただければということですが、今回のこの部分につきましては、この文言でまとめさせていただくということで、ご了承いただけますでしょうか。

社協の方から何かご意見ござりますか。

○ 委員

今、お二人がおっしゃいました、日常生活自立支援事業と成年後見につきまして。社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を行っておりますが、やはり認知症の方への対応には非常に難しい問題がございます。昨年も職員が、委託を受けて銀行からお金を下ろしたところ、「知らん人間が持っていた」と、警察に訴えられたような事件等もございまして、そういうところも含め、認知症の関係では色々と対応に苦労しているところです。お二人のご意見にもございましたが、社会福祉協議会でも、成年後見制度の利用促進、市民参加型の後見人の育成について、今後検討し体制をつくっていくよう今、準備を進めているところでございます。

○ 会長

ありがとうございました。他に何かご意見ござりますか。

○ 委員

パブリック・コメントの26番に、「福岡市は孤独死、孤立死など、真正面から取り上げて…」というのがあります。回答から、答申案では52、53ページの、権利擁護の推進のところに載せてあるのかなと思いましたが、ここでは主に成年後見のことについて述べています。

市民の方へのアンケート調査でも、一人暮らしの方が多くいらっしゃって、一人暮らしの世帯の方は、約50%の人が、「自分が孤立死する可能性がある」と回答していら

っしゃいます。その問題はかなり逼迫した市民感情としてあり、ベースとして、健康への不安、孤独死して後で発見されることへの不安というのが大変強いように思います。それで、真正面から取り上げると言われながらも、答申案にはその点についての記載が少ないので、見当たらぬので、もしよろしければそのことについて少し触れていただければと思います。

○ 会長

パブリック・コメント、26番について回答する記載が、答申案には見当たらぬので、何らかの記載をしていただくといいというご意見ですが、事務局いかがでしょうか。

○ 事務局

52、53ページでは、代表的な事業として権利擁護の推進という観点から挙げさせていただいておりますが、ここはもう少し丁寧にページ数を書くべきであったと、申し訳なく思っております。

孤立死・孤独死への取り組みにつきまして、具体的なものが何点かございます。ひとつは、39ページの図でお示しさせていただいているもので、大きく「24時間365日の安全・安心の確保」という表現にさせていただいています。見守りというところに関しましては、人による見守り、機械による見守りというかたちがある中で、機械による見守りを中心にお書いております。緊急時に、登録された民生委員などの近隣の協力者、それでも連絡が取れなければ緊急センターというような流れで通報がいく、緊急通報システムと、毎日定期的に電話で安否を確認する、声の訪問事業、こういった事業が、機械による見守りということで関連するところでございます。

それから、今回「正面から取り組んでまいりたい」と申し上げておりますのは、58ページのネットワーク図の上に、ふれあいネットワーク、ふれあいサロンというのがございます。このふれあいネットワークというのは、定期的にボランティア、それから地域の方々、民生委員の方、老人クラブの方、様々な地域の方々が見守り、見守りが必要な方のところをお訪ねして、日常的な支援を行っていくというしくみでございますが、これを校区単位に、もう少し細かく言いますと、イメージとしては町内会ぐらいの単位でつくっていきたいということでございます。保健福祉の総合計画の方でも少し触れておりますけれども、今、町内会が2、264ございます。そのうち、福岡市の方で今、

ネットワークを持っておりますのが、1,635でございます。これを今後5年間で何とか、2,040、概ね90%くらいまでもっていきたいという計画を、今立てているところでございます。

孤立死といいますのは、前提として、日常生活の中で孤立をしているということが最大の原因でございますので、地域の方々のお力添えを得ながら、孤立させないような取組みを全力をあげて頑張っていきたいということで記載しているものでございます。

○ 会長

はい。ご説明は分からなくはないのですが、パブリック・コメント26番の内容は、やっぱり結構重いと思います。我々の現場でも、こういった事例に遭遇することがありますし、社会的にもこういうことは問題だと思うのですが、今のご説明だと、孤独死あるいは孤立死というものに対する具体的な文言等が入っていない。「全部包括されています」という一括りでご説明のようでございますけれども、私としてはこれは少し、どこかにきっちとこの言葉について直視して、こういうしくみをフルに使って取り組むという意向を、お示しいただいた方がよろしいんじゃないかというふうに考えますが、皆さんいかがでしょうか。

○ 委員

今の説明で、包括的に取り組んでいらっしゃるというのは分かりましたが、会長からもご指摘がありましたように、やはりこの言葉を文言にして、それに対する具体的な方向性ということで、整理した方が、市民としても分かりやすいと思います。

○ 会長

事務局の方はいかがでしょうか。

○ 事務局

今回、委員の皆様方にご協議いただいておりますのは、高齢者の福祉の計画でございますが、同時に福岡市の保健福祉の総合計画の要素として、地域福祉の計画がございます。その中で、「孤立死」という言葉を全面的に受けた施策を展開しているという表現ではございませんが、先程お示しいたしました地域での支え合いのネットワーク、これ

をもう少し深めたところで、地域福祉のソーシャルワーカーを配置して、地域の見守り体制をつくっていくことを、書かせていただいているという背景がございます。確かに高齢者施策としても重なる部分がございますが、この計画につきましては、ネットワークをつくるという概念的な表現に留め、具体的な施策としては、総合計画の地域福祉の分野で少し深めに触れているという整理の仕方をしております。

○ 会長

おっしゃられることも分かりますが、この問題は、社会的な背景からすると結構重いですね。やはりこういったことを真正面に行政が取り組んでいるという姿は、一般の市民の方に対しても分かっていただけるよう、私は明瞭に出した方がいいと思います。

今のようなご意見で、行政上の言葉として、総論的な中でこの孤立のところを入れるということではありますけれども、私としては、やはりこれについてはどこかで一言、一行でも結構ですから、こういったもので対応しますと、述べていただいた方がよいかと思いますが、皆さんのご意見いかがでしょうか。検討していただきてよろしいですか。ではその辺りは、少しご検討いただきたいと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。

○ 委員

孤独死、孤立死という問題が出ていますけれども、今、自殺も大きな問題としてありますので、入れる必要があるのではないかと思います。全国では、ここ10年来、3万人の自殺者が出てる現状で、65歳以上がその中の、大体8,000名以上を占めておられます。そういう文言があまり出てきてないような感じを受けますので、どこかに入れてほしいと思います。

○ 会長

文言の中身については、ご一任いただいてよろしいでしょうか。せっかくのご意見ですから、できるだけ反映するというかたちで、文言の調整をしたいと思います。

他にご意見ございますか。

それでは次に、介護支援ボランティア事業の仕組み、別冊資料3の説明について何かご意見ございますでしょうか。まったく同一のものではありませんが、近い議論が過去

にもございましたので、さらに何かご意見ございましたらお伺いしたいと思います。

ひとつはボランティアという気持ちの問題で、それがお金に換わるのはいかがなものかというご意見が出たように思います。それについても、ポイント等はついた方が活動のきっかけになるのではないかという面もあり、こういう提案も施策として整理する余地があるので、試みるのもよいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 委員

この事業は市のどこかの部署で行うのですか。それともこの管理機関というのは市とは別に、このボランティアのポイントを管理するために機関を立ち上げるのでしょうか。それから、1ポイントという単位、これはどういうふうにして量るのでしょう。

○ 会長

ご指摘の管理機関は、特に気になる点だと思いますが、事務局のご説明をお願いいたします。

○ 事務局

まず管理機関につきまして、資料はあくまでも他都市での実例ということになりますが、他都市では、委託で実施するというのが主となっております。委託先といたしましては、例えば社会福祉協議会ですとか、地方自治体の外郭団体、新しく機関を立ち上げるというよりは、既存の団体に委託しているところが主ということでございます。具体的な福岡市での実施方法につきましては、こういった委託ということも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

それから、ポイントにつきまして、これも他都市の例ですが、1回の活動、例えば施設に行かれて1回ボランティアを行うという活動の場合、大体1～2時間で1ポイントないし2ポイント、単位は都市によって様々ですが、その1ポイントを最終的に換金するときには100円位、というケースが多いようでございます。これにつきましては、他都市の例を参考にいたしまして、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 会長

ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。数字については最新のものに

修正がなされておりますが、前回データで表の内容についてはお認めいただいておりますので、これについては皆さんご了承いただけますでしょうか。

それでは、今現在、答申案としてまとまった部分でございますが、概ね、提出していただきたい答申案に沿ったかたちでよろしいかと。文言の訂正が一部ございましたので、その内容について、どこかで記載していただくという点と、介護支援ボランティア事業については、概ね了承するということでおろしいでしょうか。全体を通じて、何かご意見がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○ 委員

計画そのものではないのですが、先日、厚労省が65歳以上を高齢者とする定義を見直すという話をこれからしていくということが、新聞等にも出ていたのですけれど、今後、高齢者の定義が変わって、65歳から例えば70歳になってくると、このような計画はどのように変わってくるのでしょうか。参考程度でお教えいただければと思います。

○ 会長

事務局から何かご意見があればお聞かせいただけますか。財政的な背景もあるのでしょうかけれど、定義上の変更で、大きく政策が変わるということはないとは思いますが。

○ 事務局

高齢者の定義は、今後、寿命が延びるとともに変わっていくと思いますし、現時点でも、高齢者を対象としている施策自体、60歳であったり、65歳であったり、70歳であったりと、仕組みによって対象が若干違う部分はあろうかと思います。今の高齢者保健福祉計画につきましては、老人福祉計画と介護保険事業計画が一体になっており、介護保険事業計画の部分につきましては、介護保険法の対象年齢等が65歳で区切られております。もうひとつの老人福祉計画の部分につきましても、現時点では老人福祉法が65歳以上を対象としておりますので、この二つの計画については、法律の改正がなければ、65歳のままだと考えております。ただ、寿命が延びる中で、65歳といつてもまだまだ若うございますし、高齢者の定義等を見直すという動きは従前からあったことでございますので、国で検討されていく状況を注意してみていく必要があるというふうに考えております。

○ 会長

75歳で後期高齢者といった途端にものすごい不評を買ったという事例が過去にございますが、定義を変える、あるいは高齢者と呼ばれる身になった方々の反応は、やはり複雑なもので、単純に何歳で区切るというものでもないだろうという気がいたします。今後の議論だと思いますが、それを見守っていきたいと思います。

他に何か全体を通じてございますか。

○ 委員

資料2は、審議会の委員長から福岡市長宛に答申する内容ですが、この後ろに附帯意見がついております。この場でも以前から盛んに議論していた、「個室化もいいけど、多床室も必要性がある」ということ、それから国に要望されたい意向、これも以前から議論になっていたことで、附帯意見として答申していただくのは非常にありがたいことなのですが、福岡市以外の地域でも、こういった内容の附帯意見が出ることについて、情報として聞いているようなことはありますか。

○ 会長

ご質問ありがとうございます。それでは、資料2で、福岡市高齢者保健福祉計画の答申文書（案）について、まず事務局からご説明いただいて、今のご質問に答えていただくという手順にしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 事務局

資料2「福岡市高齢者保健福祉計画の答申文書（案）について」を説明。

○ 事務局

他都市における附帯意見の状況ですが、今回の計画策定については本市が先行しております、都市によっては現在パブリック・コメントを行っているようなところもございますので、附帯意見までは把握できていない状況でございます。ただ、他都市との会議、介護保険課長会や市長会などの中で、過去にも多床室が必要ではないかというような議論をしたことはございまして、個室化による高齢者の尊厳というのも大切であるということ、両方の意見が出ているような状況でございます。それから、介護療養型医

療施設の関係につきましては、23年度までに転換するという状況から、期限が6年間延びておりますので、今後、他都市の状況をみながら、ご賛同いただけるところがあれば、一緒に要望等を行っていきたいと考えております。

○ 委員

附帯意見の文言の書き方ですが、「低所得者の居住費の負担能力の問題」と、「入居者の状況」、これはぜひ順番を入れ替えていただきたいと思います。私の感覚ですが、色々な方に接触していると、本当に周囲に人の気配があることがすごく大事な場合があるように思うのです。だから、「低所得者」の問題も確かにあると思うんですけども、先に書かれると何かちょっと違う気がします。

それから話が前後しますが、パブリック・コメントの10ページ33番、答申案の58ページの件について、確かに、コーディネートの必要というのは本當にあると、これを読んですごく思いましたが、それに対する市の答えが、あっさり書かれていますので、もう少し書いていただきたいという気がしました。

○ 会長

ご意見のひとつめ、先程の文言の前後を入れ替えるということについて、よろしいでしょうか。では、ご提案どおり、前後を入れ替えるというかたちでご対応をお願いいたします。それから、パブリック・コメントの10ページの33番について、事務局からご回答いただきたいと思います。

○ 事務局

コーディネートの機能を、というご意見が出ておりますけれども、今の私どもの考え方といったしましては、答申案の58ページ、ネットワークのイメージ図をお示ししておりますとおり、基本的には地域の中で、様々な施策を使いながら支えていただくという、「共助」のところに重点において書かせていただいております。このコーディネートについては、こういった人材を個別に地域に、例えば町内会ごとに派遣するといったことはなかなか、現実的には困難なところもございますので、地域福祉のソーシャルワーカーというものを、今、モデル校区を決めて取り組んでおります。それを踏まえて、どういったかたちで地域の方々と支え合う、地域の方々に支え合って生活していただけるよ

うな仕組みがつくれるのかということを検討してまいりたいと考えております。

ここのご意見に対する考え方につきましては、取り方によっては非常に抽象的に受け止められるところあるかもしれません、これからこの仕組みをどうつくっていくかについて、包括的に書かせていただいたということで、ご理解を賜れればと考えております。

○ 委員

資格を取ったり勉強会に行ったりしても、実際に、地域の中で活動される方は非常に少ないと思うのですね。そのような場合に、本当にいコーディネーターがいて、地域と結びつけていくことがないと、ネットワークとか様々な仕組みを考えられても、現実問題としてなかなかそのようにはならない面を、日常に感じています。ソーシャルワーカーの配置と、そういうことが上手く活動できることを本当に望んでいます。

○ 会長

ありがとうございます。実際には、コーディネーターのような新しい職種がでてきたと誤解も生じるかもしれませんので、今の委員のご指摘の主旨については、十分行政の方にもご理解いただいて、今の総合的枠組みの中で、今後ご対応いただき実現していくだく、取り組んでいただくということを、この分科会として要望としてよろしいでしょうか。

それでは、本日の審議事項は、終了ということになります。文言の訂正など、ご指摘のある部分がございますので、もしよろしければ、私と事務局の方で、ご意見を十分に参考にさせていただいて、責任を持って対応させていただきたいと思いますが、これについてはご一任いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今のご意見を十分反映し訂正して、答申したいと思います。最後に何か一言、おっしゃりたいことはございますか。

○ 委員

パブリック・コメントの14番で、「有料老人ホームがもう少し低価格になればと考える」とご意見がありまして、対応が「今後の参考にする」となっていますが、よく訴えとして聞く中に、「特養に入れてほしい」というのがあります。今、重複した申し込みを全部除くと、3,200人が特養に入れないと記憶しております。それで、年

間に400人分ぐらい整備すると書かれておりますが、この有料老人ホームは特養だけではなく、広範に考えて、もっと安くならないかというご意見として、単刀直入にパブリック・コメントにあがっていることが、ひとつ気になっています。

また、答申案58ページの、地域での支え合いネットワークというところで、今、町内会が2,264あると言われましたが、以前は「町世話人制度」という仕組みがあり、約2,800ありました。非常勤の特別公務員として、1世帯160円、大体一人平均28,000円くらい月の手当が出ておりました。それが、非常に少数化しているし、頻繁でないということもあり、平成16年4月1日に変わりました。それからどういう変化が起きているかといいますと、9月15日の敬老会というのが非常に少なくなっています。昔は校区単位であったのが、今は城南区でも11の校区のうち、校区単位でやるのは1箇所ぐらいになりました。それから町内でやるのも少なくなっています。

私は町内会長というのは、敬老会1回やるのに何回打合せしているか、だからせめて電話代ぐらい出して、「町世話人制度」を維持するようにと言っておりましたが、あれから非常に、地域敬老会、老人クラブが少なくなっているのではと危惧しています。

ですから、この町内会2,200のうち、今、ネットワークがあるのが1,635、今後5年間で2,040くらいまでもっていきたいとおっしゃっていますが、地域政策が16年4月1日以降、非常に弱くなっているような気がいたしますので、どこか頭の隅に入れておいていただきたい。日常生活の中で感じることを率直に申し上げて申し訳ありませんが、そういうふうに思っております。ぜひ保健福祉局には頑張っていただきたいと思っております。

○ 会長

ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項はこれで終了いたしました。何回かの分科会の中で、貴重なご意見、ご議論をいただきまして、この案としてまとまりました。これをもちまして、この分科会を終えさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。